

(仮称)仙台市パートナーシップ宣誓制度骨子案に対する意見の概要と本市の考え方

- 実施期間 令和6年6月24日(月)～7月23日(火)
 ○意見提出件数 82件(延べ33個人・団体)

No.	ご意見概要	本市の考え方
1	私は賛成である。宣誓される方々も苦しんでいると思う。	引き続き、制度導入に向けて取り組んでまいります。
2-1	本パブリックコメント送付時の個人情報(住所・氏名)記載を任意にしてほしい。令和2年度に実施された『「仙台市の男女共同参画推進のための計画のあり方について(中間報告)」に対する意見募集』の際には、性的マイノリティに関するパブリックコメントについては、クローゼットの性的マイノリティ当事者も意見を送りやすいよう、個人情報記載は任意とされた経緯がある。今回についても速やかに同様の対応をお願いする。	パブリックコメント手続きにおける住所や氏名等の記載につきましては、仙台市パブリックコメント手続きに関する実施要綱において、責任あるご意見をいただく観点から、原則として住所及び氏名の記載を求めるものとの定めがあり、本市で実施するパブリックコメントでは、ご意見をいただく際に住所と氏名の記載をお願いしております。一方、パブリックコメント手続きの趣旨を鑑み、仙台市パブリックコメント手続きに関する運用指針において、住所及び氏名の記載がない場合であっても意見を受け付けるものとしております。なお、いただいたご意見も踏まえて、本市ホームページ上の(仮称)仙台市パートナーシップ宣誓制度骨子案に関する意見募集のページにおいて、住所や氏名等の記載がなくとも意見の受け付けが可能である旨を追記いたしました。
2-2	<p>仙台市男女共同参画推進審議会において示された骨子案には「性的指向が必ずしも異性愛のみではない者又は性自認が出生時に割り当てられた性別と異なる者」という文言があったところ、一部市議らの批判を受け「性自認」の語が「ジェンダーアイデンティティ」に置き換えられた経緯がある。しかしながら、そもそも“性的マイノリティ限定”とする制度設計自体に“性自認尊重”の意図があることは、2017年にこのような制度設計のパートナー制度を全国で初めて導入した北海道札幌市のHPのQ&A等を見れば明らかである。「性自認」の語を「ジェンダーアイデンティティ」に置き換えるような小手先の対応で誤魔化せるものではない。また、そのような意図のもと、性別違和のないバイセクシュアル等が“巻き込み事故”で蔑ろにされる結果となったことも明らかである。本人の性別に関する自己認識を尊重すること自体が問題というわけではもちろんなく、大切なことではあるが、パートナー制度の制度設計としては問題の多いものであったといえる。それでも、2017年当時においてはこれが限界だったのかもしれないが、その後2019年千葉県千葉市を皮切りに“性的マイノリティ限定”ではないパートナー制度を導入する自治体が増えている今となっては、“性的マイノリティ限定”は以下にも指摘するとおりあまりにも問題が大きく、もはや明確に「やるべきでない」施策になっているといわざるを得ない。小手先の誤魔化しは止め、パートナー制度をどうしても導入するというのであれば“性的マイノリティ限定”ではないものとしていただきたい。</p> <p>制度概要について、地元性的マイノリティ有志らが提出した緊急要望書((1) “性的マイノリティ限定”の制度は「制度利用＝カミングアウト強制」になる(2) バイセクシュアルカップル等を特別扱いする合理的理由がなく、むしろ偏見を助長する(3) 性的マイノリティ以外の市民にもパートナーシップ制度のニーズがある(4) 性的マイノリティ当事者も非当事者も対等・平等に利用できる制度にしてこそ、理解増進に繋がる(5) 特定人物が真に性的マイノリティ当事者であるかどうかを第三者が客観的に判断・判別することは事実上ほぼ不可能であり、行政サービスの利用条件としてはふさわしくない)に対し「お前らのためにやってやってるんだ、使いたくないなら使わなくていい！」という主旨の回答を行っている。しかしながら、性的マイノリティ支援といいながら性的マイノリティ当事者らの悲痛な訴えを蔑ろにするこのような態度はあまりにも矛盾、不当といわざるを得ない。“性的マイノリティ限定”のパートナー制度は性的マイノリティ当事者にとって「制度利用＝カミングアウト強制」となり極めて使いづらいものとなるうえ、様々な偏見を助長し、「制度を使いたくない人は使わなければ良いだけ、何も関係ない」どころか、制度利用の有無に関わらず、いたずらに偏見に巻き込まれるリスクを高めるものである。パートナー制度をどうしても導入するというのであれば“性的マイノリティ限定”ではないものとして欲しい。</p> <p style="text-align: center;">(続 く)</p>	<p>本制度は、性的マイノリティの方々、自ら望む生き方を選択し、安心して暮らすことができる環境づくりに資することや性の多様性に関する理解の促進を目的として導入するものであり、対象につきましては、性的マイノリティの方々を想定しております。</p> <p>制度の運用にあたりましては、窓口での職員対応など、プライバシーへの配慮を徹底してまいります。</p>

No.	ご意見概要	本市の考え方
2-2	<p>以下、あらためて緊急要望書(1)-(5)の内容を引用する。</p> <p>(1) “性的マイノリティ限定”の制度は「制度利用＝カミングアウト強制」になります。制度の対象を“性的マイノリティ限定”にしてしまうと、制度利用者は市役所での宣誓時はもちろん、第三者に証明書を提示するたびにカミングアウトを強いられることになってしまいます。特に(戸籍等公的書類上)異性の性的マイノリティカップルにとって、これは非常に深刻な問題であり、制度利用を著しく困難にさせるものです。「性的マイノリティへの支援策」等といいながら、このような制度設計にしてしまうのは矛盾も甚だしいといわざるを得ません。「性的マイノリティへの支援策」というならばこそ、制度の対象を性的マイノリティに限定しないものとするのが求められます。</p> <p>(2) バイセクシュアルカップル等を特別扱いする合理的理由がなく、むしろ偏見を助長します 「どちらか一方又は双方が性的マイノリティの場合に宣誓の対象とする」ということは、例えば「性別違和のないバイセクシュアルの(戸籍等公的書類上)異性カップル」も対象とされるものと思われます。しかしながら、「バイセクシュアルの異性カップル」が「性的マイノリティでない異性カップル」と比較して婚姻制度の利用やパートナーとしての社会生活に特有の困難を抱えているとは言い難く、特別扱いする合理的理由がありません。(3)にて述べるように、性的マイノリティでなくとも婚姻制度の利用等に困難を抱え、パートナーシップ制度の利用を望む市民は少なからず存在します。そうであるにも関わらず、性的マイノリティだからというだけで一部市民のみを合理的理由もなく特別扱いするのは、むしろ偏見を助長するものであり、「性的マイノリティへの支援策」という理念とは相反するものです。</p> <p>(3) 性的マイノリティ以外の市民にもパートナーシップ制度のニーズがあります そもそもパートナーシップ制度は、法律婚したくてもできない(戸籍等公的書類上)同性カップルへの支援策として2015年に東京都渋谷区・世田谷区にて導入された経緯がありますが、その後、2019年の千葉県千葉市を皮切りに各地の自治体で対象を性的マイノリティに限定しない制度の導入がすすんでいます。それら先行自治体では、夫婦別姓のため事実婚を実践しているカップル等、性的マイノリティでない異性カップルも実際に制度を利用し、喜ばれていることが報道等で示されており、そのニーズは明らかです。</p> <p>(4) 性的マイノリティ当事者も非当事者も対等・平等に利用できる制度にしてこそ、理解増進に繋がります (2)でも述べたとおり、そもそも、性的マイノリティを尊重し支援するということは、性的マイノリティを合理的理由もなく特別扱いするということではありません。「性的マイノリティへの支援策」というのであればなおさら、性的マイノリティ当事者も非当事者も対等・平等に利用できる制度にしてこそ、性的マイノリティ支援・尊重、偏見解消、理解増進に繋がります。性的マイノリティをことさらに特別扱いは、むしろ偏見助長に繋がるものです。</p> <p>(5) 特定人物が真に性的マイノリティ当事者であるかどうかを第三者が客観的に判断・判別することは事実上ほぼ不可能であり、行政サービスの利用条件としてはふさわしくありません。そもそも、特定人物が真に性的マイノリティ当事者であるかどうかを第三者が客観的に判断・判別することは事実上ほぼ不可能です。公平性・正確性が求められる行政サービスにおいて、このような要素を利用条件として設定するのはふさわしくないといわざるを得ません。</p>	
2-3	<p>心身の障害や疾患等のため来庁できない市民など、来庁が難しい人等への対応についてはどのようにするのか。来庁不要の手続きもあわせ検討するということがあれば、郵送等が妥当ではないか。</p>	<p>ご本人方の意思確認や本人確認のため、職員の面前で宣誓いただくことを想定しております。来庁が困難な方への対応につきましては、具体的な制度の運用を定めていく中で検討してまいりたいと存じます。</p>
2-4	<p>宣誓の要件に「双方が成年に達していること」とあるが、例えば養子縁組に準じて15才以上なら本人の意思で可としても良いのではないか。2022年4月1日に成人年齢が18才となることに伴い16・17才女子が法律婚不可となったことに対する救済措置にもなるのではないかと思う。</p>	<p>養子縁組を含め、様々な手続きにおいて、未成年の場合は親権者の同意が必要となりますことを踏まえ、宣誓可能となる年齢につきましては、成人年齢である18歳以上とすることを考えております。</p>
2-5	<p>「双方に配偶者(事実上の婚姻関係にある場合を含む)がないこと」要件について、「婚姻の定義」が明確に示されていない中、仙台市がどうやって判断するのか。仙台市の判断基準となる「婚姻の定義」を明確に示すべき。不可能なのであれば、本要件を削除して欲しい。3人以上で誠実な婚姻関係、パートナー関係を構築している人々も存在しており、そのような人々が生活上の困難を抱えている実態もある。そのような人々を排除するのは不当であり、そういった意味でも本要件は削除が妥当であると考えます。</p>	<p>宣誓要件につきましては、住民票の写しなどの公的書類と、ご本人方の宣誓により確認することを想定しています。また、本制度は事実上の婚姻関係を市として証明するものではございません。宣誓されるお二人がパートナーとして生活を営むことを宣誓いただく制度であると考えております。</p>

No.	ご意見概要	本市の考え方
2-6	<p>「当該宣誓者以外の者とのパートナーシップにないこと」の要件だが、本制度骨子案において「パートナーシップ」の語は「互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を営んでいる又は継続的な共同生活を営むことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二者の関係のこと」と定義されているため「性的マイノリティでない二者の関係」は本制度の定義上「パートナーシップ」にあたらぬこととなる。つまり例えば、「性的マイノリティでない者Aと、互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を営んでいる又は継続的な共同生活を営むことを約した、性的マイノリティでない者B」について、BはAとは別人である性的マイノリティ当事者Cと制度利用が可能ということになる(なお「互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を営んでいる又は継続的な共同生活を営むことを約した」だけではイコール「事実上の婚姻関係」とはいえないことは先述したとおりである)。性的マイノリティ支援策等と言いながら、なぜこのような、性的マイノリティでない者だけを特別扱いする規定を盛り込んだのか。支援・理解増進とは相反する、極めて不当な規定であるといわざるを得ない。そもそも制度を無理矢理“性的マイノリティ限定”にしようとするからこのような破綻が生じているのであり、根本的な改善策として、制度を“性的マイノリティ限定”とする規定を完全撤廃することを強く求める。また、そもそも、3人以上で誠実な婚姻関係、パートナー関係を構築している人々も存在しており、そのような人々が生活上の困難を抱えている実態もある。そのような人々を排除するのは不当であり、そういった意味でも「当該宣誓者以外の者とのパートナーシップにないこと」に類する要件は全面削除が妥当であると考えます。</p>	<p>本制度は、互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を営んでいる又は継続的な共同生活を営むことを約した、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人を対象として想定しております。</p>
2-7	<p>「双方の関係が、近親者等でないこと」の要件だが、この要件に合致しているかどうか、市役所の制度担当部署が厳密に確認することは事実上不可能なのではないか。それとも、担当部署に戸籍を閲覧・調査する権限を与えるということなのか。実効性のないパートナー証明をもらうために、一族郎党の戸籍を徹底調査されることを許容しろということになるのか。そもそもご承知のとおり、民法の近親婚禁止規定には、実は禁止されているか否かがはっきりしない“グレーゾーン”が少なからずある(例えば、(1)A男とB男が養子縁組(A男が養親、B男が養子)→(2)A男とC女が婚姻→(3)A男とC女が離婚→(4)A男とB男が離縁、という経過を辿っているケースにおいて、B男とC女は婚姻できるか否か、等)。そのようなケースにおいて、制度を利用させるか否か、誰がどうやって判断するのか。特に性的マイノリティの場合、婚姻(法律婚)できない代わりに養子縁組をしていたり、セクシュアリティの揺れ等により婚姻・離婚を繰り返していたりする等、戸籍が複雑になっているケースも少なからずある。そのようなケースに市役所担当部署が都度的確に対応できるとは到底思えない。結果として近親者間の関係にあっても制度利用させることを事実上許容することなのであれば、そもそも最初から条件を設定することそのものが不当であると言うほかない。そもそも、貞操義務も互いに性行為に応じる義務もなく、性的関係が一切前提とされていない、“婚姻相当”でも何でもないパートナー制度で近親者を排除する合理的理由はない(なお「近親者は法律上ある程度関係性が保障されているから」等というのは全く理由にならない。例えば、おじ・おばを介護をせざるを得ない状況であるにも関わらず介護休業制度の対象外とされ苦勞している人たちはたくさんいる。むしろ真っ先に制度で救済されるべき人たちである)。近親者排除の規定は全面削除してほしい。</p>	<p>本制度は、互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を営んでいる又は継続的な共同生活を営むことを約した、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人を対象として想定しております。</p> <p>また、お二人の関係性については、ご本人方の宣誓により確認することを想定しております。</p>

No.	ご意見概要	本市の考え方
2-8	<p>「子に関する記載」について、「宣誓者の一方又は双方に子どもがいる場合、宣誓には含めないが、宣誓者の希望により、戸籍等で確認したうえで受領証に当該子どもの氏名の記載を可能とする」とのことだが、これは事実上、仙台市が「赤の他人と子供との関係性にお墨付きを与える」ことにほかならず、このようなことを、子供本人にも親権者にも無断で行うのは極めて不当と言うほかない。「単に事実を記しているだけ」等というのは全く言い訳にならない。事実であるなら何でも市がお墨付き文書を出すとしても言うのか。例えば「小学校の時の担任の先生」や「中学校の時の同級生」の名前を、事実だからといって勝手に書いても良いものかどうか、考えてみれば明らかである。例えば芸能人の元同級生である証明書が欲しい等のニーズは一定数あるものと思われるが、ニーズがあるからといって公的機関がやって良いことと悪いことがある。「子供本人にも親権者にも無断で子供の名前を勝手に記載」は、ある意味「芸能人の元同級生証明」より問題の大きいものである。虐待の有無を確認することもなく（現実問題として窓口レベルでは確認のしようがない）このような公的文書を出して、親権者に訴えられても市として対応・対抗できる自信と覚悟があるのか。折しも共同親権に関して国レベルで制度化され議論を呼んでいる中、このような制度を導入するのはあまりにも問題が大きく、絶対に行ってはならないものであると考える。</p> <p>「パートナー証明を用いてサービス等を利用する際に、子どもとの関係性を示す場合があることを想定」との主張のようだが、それならばパートナー証明とあわせて戸籍抄本や住民票等を提示すれば良いだけの話である。また、そもそも、例えばいわゆる「子連れ再婚」の夫婦でも、様々な理由から配偶者の連れ子と養子縁組しないケースは世間に多々ある。特に今後共同親権となれば、共同親権者の同意が得られないために連れ子を養子にできないケースは激増すると考えられる。そのようなケースであっても、家族として社会生活を送ることは十分可能となっているし、むしろ、証明書の有無など関係なく、「法律上の親でなくても子を養育しているケースは多々ある」ことをこれからは社会全体で当然の前提としていく必要がある。子供を巻き込んだ証明書の発行はそのような社会づくりを妨げるものでしかない。絶対に止めてほしい。</p>	<p>宣誓者が、届け出ようとする子の親権をお持ちでない場合は、親権者の同意を得た上で申請いただくことを想定しております。</p>
2-9	<p>「返還・無効」について、宣誓後要件を満たさなくなった場合等にパートナー証明を無効とし、証明書を返還させるとのことだが、返還はともかく、「届出無効」という重大な不利益処分を条例等ではなく要綱のレベルで行って良いものなのか。行政事務として不当なのではないか。証明書の信頼性確保ということであれば、むしろ「証明書に最初から有効期限を設ける」方が適切ではないか。パートナー証明については、法的効力を有しないものであることから、返納手続きを定めたところで返納されないまま放置されるケースも相当数想定される。有効期間を定め、必要な場合には更新手続きを行うよう定めることにより、実態にそぐわない証明書が増加することを防ぎ、制度の信頼性を確保することが可能となり、制度利用者の利益にも繋がるものと考えられる。</p>	<p>宣誓を無効とする規定につきましては、宣誓の要件を満たしていないことが判明した場合において、受領証が返還されない際に、その受領証が利用されることを防ぐため、ご本人方からの届出によらず無効とできる定めが必要だと考えております。</p> <p>また、受領証等の信頼性の確保につきましては、引き続き検討してまいります。</p>
2-10	<p>「制度に関する留意事項」について、本制度は「宣誓カップルを婚姻相当の関係であると仙台市が公式に認めるものではない」とことを明言して欲しい。全国的に、先行自治体においてそのような誤った報道がなされる等、誤解が蔓延している実態があるため、仙台市としてきちんと明言し、誤解を避ける必要がある。また、誤報を行ったメディアには市として抗議し、訂正文を掲載させる等、毅然とした対応を取る必要があると考える。そうしなければ「仙台市は宣誓カップルを婚姻相当と責任を持って認めているわけでもないのに、いたずらにそうであるかのような風説を流布させ、不当に“やっています感”を演出している」と嘲笑されかねない。性的マイノリティ当事者にとってもそのような風説の流布はむしろ生き辛さを強めかねないものである。適切・的確な情報発信をお願いしたい。</p> <p>本制度は「宣誓カップルを婚姻相当の関係であると仙台市が公式に認めるもの」ではないのだから、くれぐれも市民や民間事業者、市役所内各部署、官公庁等に「宣誓カップルを婚姻相当の関係であるものとして扱え」といった不当要求をしないようお願いしたい。そのような不当要求はかえって誤解を招き、偏見を強化し、性的マイノリティの生き辛さを強めかねない。</p>	<p>本市におきましては、宣誓をしたお二人の関係性を婚姻相当と市が認める制度ではないという説明をしております。引き続き丁寧に努めてまいります。</p>

No.	ご意見概要	本市の考え方
2-11	本骨子案に関連し、「宣誓カップルが世帯向け市営住宅に申し込みできるようになる方向」との一部報道があったが、仙台市市営住宅管理課に問い合わせたところ「この制度の導入後の市営住宅入居の対応については決まっておられません」との回答だった。そうであるならば、なぜこのような誤報がされたのか。また、市営住宅管理課からは「いわゆるパートナーシップ制度を導入している他の自治体における、制度を利用した入居の実態については把握しておりません」との回答もあった。何年もかけて先行自治体の綿密な調査研究を重ねてきたのではないのか。なぜこのようなごく基本的なデータすら把握していないのか。そもそも、「パートナー証明で公営住宅入居」は多くの自治体でパートナー制度のメリットとして声高に宣伝されているところだが、実際のところ性的マイノリティ当事者のニーズからはかけ離れており(入居＝カミングアウト強制となる等)、利用者はほぼゼロなのではないかとも言われている。別の言い方をすれば、自治体側にとっては「何もしなくても“やっませ感”が演出できるオイシイ話」ということで、性的マイノリティがただ単に利用されているだけの構図になってしまっているということである。きちんと基礎データを収集したうえで、仙台市として誠実な制度設計を行うべき。至急調査・結果公表願いたい。	本制度の受領証により利用できる制度につきましては、現在、庁内調整中でございます。
2-12	なぜ多くの市民の意見が伏せられたままパブリックコメントが開始されてしまったのか。複数の地元性的マイノリティ当事者らが仙台市にパートナー制度に関する意見を伝えているが、そのほとんどは市として公開されないまま現在に至っている。市民の判断に資する重要な資料を伏せたままで行われるパブリックコメントにどれほどの意味があるのか。公文書開示請求など待つまでもなく市民の判断に資する資料は仙台市HP等でしっかりと公開すべき。仙台市においても、パブリックコメント終了前に至急資料公表願いたい。	仙台市男女共同参画推進審議会における議論の経過につきまして議事録や資料を公表しているほか、同審議会あてなどに提出された要望書については市ホームページ上で公表しており、当事者などの声につきましても、公開によりヒアリングを実施した内容については、審議会の議事録として掲載しております。 なお、ご本人の希望により非公開で実施したヒアリングの内容につきましては、ホームページでの公表はしておりませんが、議論の参考とするため、ご本人の了承を得たうえで、審議会委員に提供しております。
2-13	そもそも性的マイノリティ当事者らのパートナー制度に対する関心はかなり低く、制度の支持者も必ずしも多くないことは東京都や東京都港区等、複数の自治体の調査等で示されている。それなのになぜ、エビデンスも示さず「性的マイノリティ支援策」等と称して制度導入を強行しようとするのか。地元性的マイノリティ当事者らから寄せられた訴えにけんもほろろな対応を繰り返し、意見が寄せられている実態すら伏せ、今回のパブリックコメントに至った経緯からは、仙台市のダイバーシティアピールのために性的マイノリティ当事者が利用されているようにしか見えない。「そもそも制度導入自体不当なのではないか」といった観点からあらためて検討をお願いしたい。	制度のあり様についての、ご意見の一つとして受け止めさせていただきます。
2-14	制度を導入することとなった場合、メディアを入れての証明書交付セレモニーのようなものは一切行わないようお願いしたい。人権や平等のための制度というのであれば、カップル特権を助長するようなイベントはふさわしくない。また、受付時、宣誓者に市側が「おめでとうございます」等と言うのも避けるべきと考える。そもそも「法律婚したくてもできないので仕方なくパートナー制度を利用」というカップルにとっては、パートナー制度の利用はおめでたくもなんともない。淡々と対応していただきたい。	宣誓にあたりましては、宣誓する場所を一般には公表しないことなども含め、プライバシーに配慮した対応を行ってまいります。
2-15	「パートナーシップ制度利用第1号」に強くこだわり、第1号であることをビジネスに利用するようなケースも先行自治体でみられる。「仙台市はLGBTビジネスを利用するために制度を導入した」等と言われかねず、望ましいとは言いがたいと思う。このような事態を避けるためには例えば、パートナー証明に連番を振るのではなく、ランダムな固有番号を付する等の対応が考えられるのではないのか。	具体の運用方法につきましては、ご指摘を踏まえ、今後検討させていただきます。
3	パートナーシップ制度に賛成である。	引き続き、制度導入に向けて取り組んでまいります。
4	どうして宮城にはないのかと思っていた。宮城県内のLGBTQの暮らしやすい社会をつくるためにぜひ実現してほしい。	引き続き、制度導入に向けて取り組んでまいります。
5	性的マイノリティの方を対象とした制度と見受けられるが、必ずしも性的マイノリティの方に対象を絞る必要はないのではないかと考える。「ご本人方はこの受領証を用いて、その自治体が運用する制度や民間のサービス等を利用できる場合」があるとの記載があるが、本制度が性的マイノリティの方を対象としたものと限定してしまうと、この受領証を提示することで、同時に性的マイノリティであることをカミングアウトすることになる。それを望まない方も一定数いらっしゃるものと思われる。以上のことを考えると、骨子案のままでは本制度を必要としている方にとって利便性の高い仕組みとはならず、ニーズには応えられていないと思う。よって、対象を「性的マイノリティの方」に絞らず、「さまざまな事情で結婚できないカップル」としたほうが、より多くの方に喜ばれる制度となるのではないのか。	本制度は、性的マイノリティの方々が、自ら望む生き方を選択し、安心して暮らすことができる環境づくりに資することや性の多様性に関する理解の促進を目的として導入するものであり、対象につきましては、性的マイノリティの方々を想定しております。 制度の運用にあたりましては、窓口での職員対応など、プライバシーへの配慮を徹底してまいります。

No.	ご意見概要	本市の考え方
6	パートナーシップ制度を必要としている仲間がいる。早く宮城県全体で進めてもらえると幸い。	引き続き、制度導入に向けて取り組んでまいります。
7	パートナーシップ制度を必要としている仲間がいる。早く宮城県全体で進めてほしい。	引き続き、制度導入に向けて取り組んでまいります。
8	賛成の立場から、意見を申し上げる。互いを人生のパートナーとした両名が、現状の国内法制に合わないこと等を理由に、各種サービスを受けられない状況は、改善されてほしいと思う。加えて、他の多くの自治体が、何らかの制度を設けた後で、仙台市が導入を検討した点は、堅実な市政運営と評価する向きもあることであろうが、一方では変化に後ろ向きな硬直した組織という悲哀感も漂っている気がする。今回は意欲的な制度が練り上げられるよう、願っている。	引き続き、制度導入に向けて取り組んでまいります。
9	早く宮城県全体で進めてもらえると幸い。	引き続き、制度導入に向けて取り組んでまいります。
10	結婚の平等がまだ叶わないのであれば、せめてパートナーシップ制度が必要ではないか。今この時も、大切な人が苦しんでいるのにそばに居られない人たちがたくさん居る。大切な人のそばに居られなくなるかも知れないと言う大きな不安を抱えている人たちがたくさん居る。そのような人たちの気持ちを多くの方々に想像してみたい。隣で生きている大切な人が、今命に危機にあるとしたらどうするか。人として当たり前な事を当たり前でできないという事は、尊厳が守られていない。せめて、選択肢をお願いしたい。1日も早いパートナーシップ制度の導入をお願いしたい。	引き続き、制度導入に向けて取り組んでまいります。
11-1	なぜ性的マイノリティに絞るのか 政令指定都市で唯一制度がない、東北でも遅れをとっている中、後出しであればもっと良い案を期待していただけに、非常に残念である。盛岡市のファミリーシップ制度を参考にして欲しい。	本制度は、性的マイノリティの方々が、自ら望む生き方を選択し、安心して暮らすことができる環境づくりに資することや性の多様性に関する理解の促進を目的として導入するものであり、対象につきましては、性的マイノリティの方々を想定しております。
11-2	自治体でこのような制度を設ける意味が重要と考える。仙台市が他市町村に誇れる自治体であるよう期待している。	引き続き、制度導入に向けて取り組んでまいります。
12	良く練られた骨子案で、特段の修正は必要ないと思う。	引き続き、制度導入に向けて取り組んでまいります。
13	パートナーシップ条例制定に賛成である。誰もが、制限なく、不都合を被ることなく、生活出来る社会を作って行こう。当事者の意見や要望を聞いて、1日も早く進めてほしい。	引き続き、制度導入に向けて取り組んでまいります。
14-1	制度とは、誰もが使う事ができるからこそ、区別されずに使える。今回の骨子案で、「一方又は双方が性的マイノリティである二者」でないと制度が使えないとされたことにとっても違和感がある。性的マイノリティ限定の制度だと、カミングアウトを強要されるようなかたちになり、性的マイノリティのカップルで制度を使いたくても使えない人がたくさん出てしまう。(様々な事情からカミングアウトできない、したくない性的マイノリティの人は多い。市役所の職員の方々には守秘義務があるのかもしれないが、家族や友人が市役所に勤めている人の場合、市役所の職員にカミングアウトすること自体が困難である。) 全ての方が使えばそのカミングアウトはなくなる。人権、尊厳が守られる。全国各地の自治体で対象を性的マイノリティに限定しないパートナーシップ制度が普及している今、限定する意味はもうない。パートナーシップ制度は誰でも使えるものとしてスタートして欲しいと考える。	本制度は、性的マイノリティの方々が、自ら望む生き方を選択し、安心して暮らすことができる環境づくりに資することや性の多様性に関する理解の促進を目的として導入するものであり、対象につきましては、性的マイノリティの方々を想定しております。 制度の運用にあたりましては、窓口での職員の対応など、プライバシーへの配慮を徹底してまいります。
14-2	男性カップルの求めに応じ、続柄欄に「夫(未届)」と記載した住民票を交付したことがニュースになった。全国各地の複数の自治体も同様の表記をする意向を示している。このように仙台市が進まないなかで他の自治体ではどんどん進んでいる。たくさんの引き出しをつくり、その中から選べる事が大切である。私の想像をはるかに超える悩みもたくさんあるのだと思う。(多様な市民が様々な思いを抱いてここ仙台に共に暮らしている。)より使いやすい制度になり、定期的に見直しがされる様に願っている。仙台市がスタートすれば、他の市でもスタートする大きな一歩となる。宮城県全体へ広がることも願っている。どこに住んでもこの制度が解消されず、使える制度になることを願っている。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。

No.	ご意見概要	本市の考え方
15-1	<p>制度の対象者を「一方又は双方が性的マイノリティである二人」とするのは、地元性的マイノリティ有志らが提出した緊急要望書「性的マイノリティがかえって使いづらくなる“性的マイノリティ限定”のパートナーシップ制度導入はやめてください！～性のあり方に関わりなく、多様な市民が利用できる制度を要望します～」にて指摘されているとおり合理的理由がなく、むしろ性的マイノリティに対する偏見を強化し生き辛さを招くものである。絶対に止めてほしい。どうしても「性的マイノリティでない者たち」には制度を使わせたくない、というのであれば、せめて潔く「戸籍等公的書類上同性ペア限定」としてほしい。法律婚したくてもできない戸籍等公的書類上同性ペア限定にするのであれば合理的理由があり、また、戸籍等公的書類上同性であるか否かは客観的に明確に確認できるため、行政サービスの利用条件として妥当性がある。</p> <p>「性的マイノリティであるかどうか」は結局のところ自称に依るしかない。自称に基づき“性的マイノリティ証明書”を仙台市が発行するかたちになってしまうのは極めて危険である。ひっそり暮らしている性的マイノリティ当事者はカミングアウトを恐れて制度利用できない一方、濫用目的で“なりすまし”が“性的マイノリティ証明書”を容易にもらえてしまう制度設計はあまりにも不当、不公正といわざるを得ない。</p> <p>なお、令和6年度第1回仙台市男女共同参画推進審議会において「性的マイノリティの方は現在何も関係性を示すものがないという一方、事実婚については住民票などで未届の夫・妻という形でその関係性を確認ができて、それをもって社会保険などを一部適用できる制度もある」等という主張があったようだが、戸籍上異性であれば性的マイノリティであろうがなかろうが同じように既存の婚姻制度や関連サービスを利用することができるので、これは明確に事実反する。</p> <p>一方で、戸籍上異性のカップルであっても既存の婚姻制度や関連サービスを利用できないケースもある。既婚者と近親者である。先述のような主張をするのであれば、真っ先に既婚者と近親者を制度の対象にするのが道理である。既婚者と近親者を制度から排除するのは止めてほしい。</p>	<p>本制度は、性的マイノリティの方々、自ら望む生き方を選択し、安心して暮らすことができる環境づくりに資することや性の多様性に関する理解の促進を目的として導入するものであり、対象につきましては、性的マイノリティの方々を想定しております。</p> <p>制度の運用にあたりましては、窓口での職員対応など、プライバシーへの配慮を徹底してまいりたいと存じます。</p>
15-2	<p>今回骨子案で提示されたパートナーシップの定義は「互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を営んでいる又は継続的な共同生活を営むことを約した(中略)二人」である。貞操義務も互いに性行為に応じる義務もなく、性的関係が一切前提とされていない、“婚姻相当”でも何でもない内容である。この内容であれば一般的な親子関係でもあてはまるのではないか。たとえばひとり親で頑張っている家庭は、まさに親子で「互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を営んでいる」わけだが、このようなケースで親が恋人とパートナー証明をもらおうと思えば子供と絶縁するしかないということか。だとすれば「証明書に子供の名前付記」等というオプションがあるのは矛盾のように感じられるが、これは「互いを人生のパートナーとしておらず、共同生活を営んでいない子供限定」で付記可能というコンセプトなのか。いずれにしろ、大切な家族と絶縁しなければ恋人とパートナー証明をもらえないような制度設計は極めて不当であり、破綻しているというほかない。この破綻を解消するには、「当該宣誓者以外の者とのパートナーシップにないこと」に類する条件を全面削除する必要がある。親族や友人等、「人生のパートナー」がたくさんいる人は決して珍しくないどころか、むしろ一般的である。大切なたくさんの人たちと支え合って暮らしている市民に寄り添った制度にして欲しい。</p>	<p>本制度は、互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を営んでいる又は継続的な共同生活を営むことを約した、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人を対象として想定した制度であり、宣誓者同士が近親者等ではないことを要件とすることを想定しております。</p>
15-3	<p>仙台市男女共同参画推進審議会において里子の扱いが議論になったようだが、このことについては児童相談所に妥当性等を確認しているのか。そもそも里親は社会的養護の担い手であり、親権も有していない。実親や養親とは全く異なる立場にある。里親になるにあたっては厳しい審査等がある一方で、里親とパートナー宣誓さえすれば赤の他人でも何の審査もなく子供の名前と自分の名前が列記された公的証明書をもらえる等というのはあまりにも危険、不当ではないか。今後の検討課題等といって先延ばしにせず、速やかに児童相談所に確認し市としての明確に見解を示してほしい。</p>	<p>里子につきましては、本制度で交付する予定の受領証等に記載可能な子の範囲に含まれない想定としております。</p>
15-4	<p>日本の民法上、家庭裁判所の許可があれば単身者でも未成年者を養子に迎えることは可能であり、真剣にパートナーの子の親になりたいと願うなら養子縁組を目指すのが妥当といえる。実際に、戸籍上女性のカップルの一方が知人男性から精子提供を受け妊娠・出産、もう一方がその子を養子とし、子を認知した実父含め3人揃って子の法律上の親となり子育てしている事例もある。市として「子育てしている同性カップル」を支援したいというなら、児童虐待の有無を確認することも親権者の同意を求めなくただ申告のまま子の名前を付記した証明書を出すようなやり方ではなく、たとえば無料法律相談等で養子縁組手続きをサポートする等の方が理に適っているのではないか。特に今後共同親権となれば養子縁組に関するトラブルは激増することが予想される。今のうちから市として丁寧に対応できる体制を取っておくことが必要と考える。市として「法律婚したくてもできない(戸籍等公的書類上)同性カップルを支援したい」というなら、形ばかりで実効性のないパートナー証明を発行するよりも、このような実効性のあるとりくみを行う方が理に適っているのではないか。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

No.	ご意見概要	本市の考え方
16	今年度に導入が決まり嬉しいが、宮城県での取り組みではないことがとても残念。導入後も改善し続けて欲しい。仙台市を転出する際は返却が必要とのことだが、他都市と連携して、その間の引っ越しであれば返却が不要となるなど、他の自治体が行っていることを今後取り入れて欲しい。 行政でしか対応できないことを先延ばしにせず、今取り組んでいただきたい。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
17	制度が制定された場合、市は「制度についての留意事項」をきちんと守っていく必要があると思う。性的マイノリティの方々への差別は許されないと考えているが、「伝統的な家族観にもとづく社会の仕組み」を瓦解させない範囲で、マイノリティの権利が認められるべきだと思う。市民が、この制度によって不安を抱かないようにしていただきたい。	制度の趣旨につきまして、丁寧に周知してまいりたいと存じます。
18	この仙台市パートナーシップ制度は根本的に様々な問題を抱えている。婚姻制度とも齟齬が生じて、婚姻制度の政策的意味もなくなってしまう。問題がある以上、パートナーシップ制度は導入してはいけない。	本市では、性的マイノリティの方々、自ら望む生き方を選択し、安心して暮らすことができる環境づくりに資する取組として、本制度を導入するものです。制度導入を通して、性の多様性に関する市民の皆様の理解を更に促進するとともに、すべての市民の皆様が安心して暮らし、自分らしく生きていくことができるまちの実現を目指してまいります。
19	宮城県はパートナーシップ制度等について他県よりも遅れているように思う。宮城県は人口も多いぶん、望んでいる方達もたくさんいると思う。はやく制度が取り入れられたら良い。	引き続き、制度導入に向けて取り組んでまいります。
20	反対する。現行の法律は異性婚を前提に作られていると認識しており、同性婚の場合、様々な法の効果は異性婚とは異なり、別に考える必要があると思う。法律上の効果が生じるものではないと書かれているが、実際裁判を起こされている事例がすでにある。 悪用される可能性もあると思う。海外では同性愛は迫害されるという国もあるが、日本はそこまでではないというより、実害を受けなければ他人の性嗜好は興味がないし、寛容な方だと思う。 実際の性的マイノリティの方々からのリアルな意見をしっかり聞いているのか。性的マイノリティ限定の制度利用はカミングアウト強制にも繋がり、望んでいない方も多くいる。少子化が進み、給料も上がらず国に搾取されるだけ、国も政治も信用できない今、人は他人に優しくもできないし、他人を気にしている暇はないと思う。また、同性愛では少子化は解消されない。 マイノリティの方々生きやすくなることにはもちろん賛成だが、それによりマジョリティの方々安心して暮らせなくなることはあり得てはいけない。ただでさえ異性婚が減少している現状で、かつ迫害を受けないこの国でパートナーシップ制度を進めるよりも先にやる必要があると感じる。 今”多様性”と言いつつ、女性の人権が脅かされたり、同性婚からの代理出産等、人権問題が騒がれている。この状態で、方向性の間違った多様性の広め方はさらに混乱に繋がると感じる。海外の二の舞にならないことを心から願う。	本市では、性的マイノリティの方々、自ら望む生き方を選択し、安心して暮らすことができる環境づくりに資する取組として、本制度を導入するものです。制度導入を通して、性の多様性に関する市民の皆様の理解を更に促進するとともに、すべての市民の皆様が安心して暮らし、自分らしく生きていくことができるまちの実現を目指してまいります。
21-1	制度概要の項に「性的指向が必ずしも異性愛のみではない者」という文言がある。「性的指向が必ずしも異性愛のみではない者」ということであれば、同性愛(レズビアン/ゲイ)、両性愛(バイセクシュアル)、汎性愛(全性愛、パンセクシュアル)、多性愛(ポリセクシュアル)等はもちろん、性的指向の対象を持たない無性愛(Aセクシュアル)も当然含まれるということか。	ご意見のあったの方々につきましても、対象に含まれると考えております。
21-2	昨今では性的指向と恋愛指向を区別する考え方が一般的になりつつあり、性的指向の対象と恋愛指向の対象が一致していない人々も少なからず存在することが広く知られるようになってきている。そのような中であって骨子案では「性的指向」のみとりあげているということは、恋愛指向については一切考慮しないということか。たとえば「恋愛指向は同性、性的指向は異性」という人同士の同性カップルの場合、同性同士でどんなに愛し合っていたとしても、「性的指向が必ずしも異性愛のみではない者」に2人ともあてはまらないことから制度利用不可、というコンセプトということか。	骨子案での「性的指向」の表記につきましては、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」における標記を参考にしております。
21-3	(仮称)仙台市パートナーシップ宣誓制度は「宣誓カップルを婚姻相当の関係であると仙台市が公式に認めるもの」ではなく、婚姻制度とは異なり制度利用者の性行為・性行動を規制するものではないこと、パートナーと性行為をしているかどうか、パートナー以外の者と性行為をしているかどうか等は制度利用には一切無関係であり、市として関知するものではないことを市として明言してほしい。「パートナー制度＝婚姻相当＝性的関係」という誤解が蔓延している。市として市民に対し責任をもってしっかりと情報公開と丁寧な説明を行い、誤解を解くことが必要だと思う。	本市におきましては、宣誓をしたお二人の関係性を婚姻相当と市が認める制度ではないという説明をしております。引き続き丁寧に説明してまいりたいと存じます。
21-4	「パートナー」「パートナーシップ」といった曖昧なイメージのカタカナ英語を公的制度で用いるのは分かりづらいしふさわしくないと思う。制度名称も日本語で仙台らしいふさわしいものにして欲しい。「杜の都市民連帯制度」等、いろいろ考えられるのではないかと。いくつか案を挙げて市民投票しても良いと思う。	「パートナーシップ宣誓制度」という名称につきましては、他の自治体においても使用されており、一定の認知度があるものと考えておりますが、なお、本制度の趣旨などにつきましては、分かりやすい周知に努めてまいりたいと存じます。

No.	ご意見概要	本市の考え方
21-5	条例ではなく要綱とすることについて、スピード重視等と称して強引に問題だらけの雑な制度をつくられてはかえって市民の迷惑になる。過度にスピードばかり重視せず丁寧に進めて欲しい。また、要綱改正の際にも、改正ごとに必ず新旧対照表および改正の趣旨をホームページ等で公表し、市民に説明責任を尽くして欲しい。条例ではなく要綱にすること自体は、そもそも一時のブーム的な制度で実効性もないものであることから、廃止しやすいので良いと思う。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
21-6	今回のパブリックコメントは、公表された骨子案があまりにも粗雑なものであるうえ、市民の判断に資する関連資料の公開がほぼなされていない状況で行われたものであり、市民の意見を十分に集められたものとは到底いえないといわざるを得ない。要綱そのものの案がまとまった段階でもう一度あらためてパブリックコメントを実施して欲しい。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
21-7	本制度に関し「使いたい人のためのもの」「使いたくない人は使わなくていい」「使わない人には関係ない」といった意見があるようで、骨子案にも「制度の対象者は、ご利用を希望される方で」等とわざわざ追記されているが、公的サービスに対する見解としてはあまりにも不当、無責任といわざるを得ない。制度をつくるからには、より使いやすいのものにするよう努めるのが当然であるし、問題だらけの制度は制度を使わない人にも悪影響を及ぼすものである。パートナー制度に関しては、先行自治体にもおかしなものが散見されるが、LGBTブームもありほとんど批判されることもなくここまで来てしまっている残念な状況がある。政令指定都市最後発の仙台市は、これまで以上に厳しい目で精査されるのは当然である。明確な根拠と合理的な理由に基づいたしっかりとした制度設計をお願いしたい。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
22	骨子に記述の宣誓の要件、留意事項を厳に守っていただきたい。住民票の続柄に「夫(未届)、妻(未届)」と、事実婚と同様に表記する運用をとる自治体がでてきている。憲法を超えることのないよう、身分を公証する書類である住民票については国の指針を守っていただきたい。	今後も国から示される通知などを参考に適切に対応してまいりたいと存じます。
23	制度の要件を、性的マイノリティ当事者に限らないことを求める。現在の婚姻制度は性的マイノリティを差別・排除しており、その解消のために設けられるのがパートナーシップ宣誓制度だが、仙台市の骨子案では要件が「一方または双方が性的マイノリティ」とあり、性的マイノリティを特別扱いしている印象を受ける。この要件はむしろ性的マイノリティ差別を助長し、また夫婦別姓を希望する等の理由でパートナーシップ宣誓を望むマジョリティカップルを排除した、使いたい人が使えない制度となってしまう。要件に性的マイノリティかどうかを問わず、成人なら誰でも使える制度になることを望む。	本制度は、性的マイノリティの方々が、自ら望む生き方を選択し、安心して暮らすことができる環境づくりに資することや性の多様性に関する理解の促進を目的として導入するものであり、対象につきましては、性的マイノリティの方々を想定しております。制度の運用にあたりましては、窓口での職員対応など、プライバシーへの配慮を徹底してまいりたいと存じます。
24-1	公正証書作成の支援を強調したい。「(仮称)仙台市パートナーシップ宣誓制度骨子案」では、「法律上の効果(婚姻や財産の相続、税金の控除等)が生じるものではない」とあるが、公正証書を作成することで、財産、相続、終末期に関する意思表示、子供に関すること等の契約を交わすことができる。しかし、作成するには公証役場に行かなければならず、その時間と手間と費用がかかる。婚姻によって認められる権利と同等の権利を得るために、事実婚や同性カップル、その他パートナーシップ関係にある当事者にだけ負担を強いているのが現状である。また、公正証書を知らない方、知っていても作成のハードルが高く後回しにしている方が多くいると思われる。そこで自治体は、①公正証書案文提示または弁護士等専門家の紹介、②公正役場への案内、③公正証書作成手数料の助成をすることによって当事者の負担を軽減することができるのではないか。実効性のある支援をぜひ検討してほしい。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
24-2	対象を性的マイノリティに限定しないしてほしい。当制度には、事実婚の異性カップルや、性的指向に基づかないパートナーシップ関係にある人々にもニーズがあると考えられる。また、既婚者を含め3人以上のパートナーシップ宣誓も可能にしてほしい。子供の遺伝的親を定める必要がない限り、2人である必然性はない。ただし、人が親密になれる人数にも限度があるため(ダンパー数)、上限を設ける必要はあるかもしれない。	本制度は、性的マイノリティの方々が、自ら望む生き方を選択し、安心して暮らすことができる環境づくりに資することや性の多様性に関する理解の促進を目的として導入するものであり、対象につきましては、性的マイノリティの方々を想定しております。また、本制度は、宣誓されるお二人がパートナーとして生活を営むことを宣誓いただく制度と認識しております。

No.	ご意見概要	本市の考え方
24-3	<p>宣誓方法「市民局市民活躍推進部男女共同参画課職員の面前で行う」とあるが、自治体は結婚式の牧師のような存在ではない。プライバシーを配慮し、書類申請またはオンライン申請にしてはどうか。</p>	<p>ご本人方の意思確認や本人確認のため、職員の面前で宣誓いただくことを想定しております。制度の運用にあたりましては、窓口での職員の対応など、プライバシーへの配慮を徹底してまいりたいと存じます。</p>
25-1	<p>なるべく婚姻と同等の効力を持った制度にしてほしい。最低限、事実婚と同等レベルの扱いにはしてほしい。具体的には、どちらか一方が無職もしくは低所得の場合、パートナーの扶養に加入できるようにしてほしい。</p> <p>【理由】・現状、扶養への加入は事実婚であれば現在も可能であるが、同性パートナーについてはその範囲外である。事実婚の定義が共同生活を送っているだけでなく、お互いが夫婦であるという意思を持ち、周囲から夫婦と認められていることであれば、これから制定されようとしているパートナーシップ制度と何ら変わりがなく、差別化する意味はないのではないかと考えるため。</p> <p>・LGBT当事者の中には家族関係が良好ではなく、親族を頼ることが出来ない、LGBT当事者であることを理由とした職場でのハラスメント行為等により精神疾患を抱え、就労や社会復帰が困難になったなどといった理由で生活困窮に陥るケースも少なくない。また、生活困窮の場合でも、身内に連絡がいつてしまうこと及び二次災害を恐れ、生活保護などの一般的な社会保障を受けられないケースも多々ある。そのような状況下で、経済的に追い詰められることでより一層、精神的に追い詰められるため、同性パートナー間でも婚姻と同等程度の制度活用策は是非とも実施していただきたい。</p>	<p>本制度は、性的マイノリティの方々が、自ら望む生き方を選択し、安心して暮らすことができる環境づくりに資する取組として導入するものです。自治体ごとの制度であることから、法律上の効果(婚姻や財産の相続、税金の控除等)を生じさせるものではございません。</p>
25-2	<p>宣誓方法は「市民局市民活躍推進部男女共同参画課職員の面前で行う」と記載されているが、通常の婚姻届け同様、両者／もしくは片方だけの提出や代理人による提出でも可能にして欲しい。</p> <p>【理由】</p> <p>・書類提出だけでは許可出来ない具体的な理由がないため。</p> <p>・もしも、書類提出だけでは両者の同意確認なしで書類を提出された場合のことを想定してこのように記載しているのであれば、代理人や片方だけの提出の場合、後日、来所出来なかった本人への電話確認等を行った上で締結される仕組みにすれば問題ないのではないかと考えるため。</p> <p>・当事者の中には、自分がLGBT当事者であることを生活に必要最低限の人にしか公開していない人も沢山いる。そのなかで、職員の面前で宣誓しなくては申請出来ないというのはハードルが高すぎる。</p>	<p>ご本人方の意思確認や本人確認のため、職員の面前で宣誓いただくことを想定しております。来庁が困難な方への対応につきましては、具体的な制度の運用を定めていく中で検討してまいりたいと存じます。</p> <p>制度の運用にあたりましては、窓口での職員の対応など、プライバシーへの配慮を徹底してまいりたいと存じます。</p>
25-3	<p>万が一、パートナーシップ制度を解消する際の手続きについても、パートナーシップ宣誓制度の施行と同時にしっかりと明記してほしい。通常の婚姻のように離婚届的なものがあるのか。</p>	<p>具体的な運用につきましては、制度の開始と合わせてお示しできるよう、検討を進めてまいります。</p>
25-4	<p>病院での付き添いや手術同意についてもパートナーが出来るようにしてほしい。</p> <p>【理由】</p> <p>・当事者の中には、身内と絶縁もしくは疎遠になっているケースも少なくないため、緊急連絡先や手術同意、付き添い等に指定できる人がパートナー以外に存在しないケースもある。</p>	<p>本制度の受領証により利用できる制度につきましては、現在、庁内調整中でございます。</p>
25-5	<p>パートナーシップ制度を施行するにあたって、宮城県内の各自治体、公共施設および中小企業等に説明の徹底をしてほしい。</p> <p>【理由】</p> <p>・各都道府県が少しずつ「パートナーシップ制度」を打ち出していることで「パートナーシップ制度」という言葉だけは数年前に比べ認知はされてきている。しかし、実際に生活の中で日々実感するのは、病院や各自治体等で「同性をパートナーにしている人種もいる」ということだけは認知されているが、「同性＝他人」「婚姻していない＝他人」と認識され、取り合ってもらえないという現実を痛感しながら日々生活している。</p> <p>・以前勤めていた会社でも「性的少数者への対応とハラスメント」という研修を実施していた企業が何社かあったが、そのどれもがまともに研修時間を確保していなかった。「e-ラーニング」などのオンラインでの研修受講にしており、そのオンライン研修も閲覧せずともとりあえずアンケートに答えて正解すること、受講したという実績を残すことを目的としていたため、就業の中でLGBT理解を実感することは、ほぼなかった。</p> <p>・制度を作ったから終わり、制度が出来たら生きやすいではないことを改めて念頭に置き、制度施行後も各方面への説明の継続及び各方面と連携してより良い制度にするための努力をし続けてほしい。一般的なセクシュアリティの人が日常生活で当たり前出来ることをLGBTQ当事者も出来るよう考え続ける努力を地域と連携し合って叶えてほしい。</p>	<p>本制度の導入にあたりましては、市民や企業の皆様への周知に努めてまいりたいと存じます。</p>

No.	ご意見概要	本市の考え方
25-6	<p>「申請をしない＝当事者が居ない／申請を望んでいる人がいない」という認識をしないほしい。</p> <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時々、既にパートナーシップ制度を施行している自治体の一部議員から「パートナーシップ制度を施行しても結局、申請している人数は●●人／●割しかない。よって、制度を望んでいるのはごく一部でしかない」などといった発言を目にする。しかし、各自治体の制度の内容にもよるが、パートナーシップ制度の効力が婚姻とは異なる以上、当事者が申請するメリットを感じなければ制度を利用する意味がない。申請する意味がなくても申請することで自分たちの存在をアピールすることが出来るため申請すべきだと主張する一部当事者もいるが、メリットの感じない申請をするということは当事者にとってマイナスでしかない。そのため、仙台市で施行するパートナーシップ制度に関しては、是非とも当事者が申請にメリットを感じるものであって欲しいと思うとともに、「申請をしない＝当事者が居ない／申請を望んでいる人がいない」という乱暴な考えがされないことを切に願っている。 	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
25-7	<p>自治体間連携が取れた(少なくとも東北同士での連携はとれた)制度にして欲しい。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
25-8	<p>仙台市においては、当事者の声を拾っていただくなどパートナーシップ制度制定に向けて様々な努力をしていただいていること感謝申し上げます。パートナーシップ制度制定にあたって難しい対応も多々あり慎重に検討していただいているなかでLGBTQ当事者の立場によっても意見も様々であるため、かなり頭を悩ますこともあると思う。しかし、その中でも改めてこうしてパブリックコメントとして募集し、当事者の意見を聴こうという姿勢、改めてありがたいと思う。様々な意見が飛び交い、また、私自身もこのように長文で意見を述べているが、詰まるところ「安心して生活がしたい。」ただ単にこれに尽きると考えている。「安心の生活」もひとそれぞれ異なることは承知の上ではあるが、セクシュアリティによって大切なパートナーが病気になっても何の力にもなれない、支えることも許されない、制度で守られることがない、など生活面での不安が多いことが一番なのではないかと個人的には感じている。そのために、各方面から様々な意見が飛び交い仙台市職員の頭を悩ませることがこれからも沢山あると思うが、是非とも前向きに検討して東北最大の都市という名に恥じない町になっていくことを願っている。</p>	<p>引き続き、制度導入に向けて取り組んでまいります。</p>
26-1	<p>骨子案の宣誓方法の部分に、市民局市民活躍推進部男女共同参画課職員の面前で行うとあるが、市役所職員の前で宣誓する理由とは、必ず二人で宣誓しなければならないのか。詳しいことがわからない。異性カップルであれば、婚姻届を提出するだけで夫婦と認められ、どちらか一方が婚姻届を提出すれば良い。同性カップル、性的マイノリティの宣誓制度もそのようにしてほしい。</p> <p>また、令和6年度第1回審議会で指摘されている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣誓方法について、男女共同参画課の職員の前で行うことになっているが、身体等のハンディキャップをお持ちで、なかなか直接行けないという場合に、東京都は自宅からオンラインでの宣誓ということも認めているが、そういう形式は考えているか。 ・プライバシーの確保という点で、不特定多数の人が出入りするような場では宣誓がしたいと思うので、プライバシーの確保をどうするのか、物理的に何か部屋を設ける等考えているのか。 <p>の2点について引き続き検討してほしい。</p>	<p>ご本人方の意思確認や本人確認のため、職員の面前で宣誓いただくことを想定しております。来庁が困難な方への対応につきましては、具体的な制度の運用を定めていく中で検討してまいりますと存じます。</p> <p>また、制度の運用にあたりましては、宣誓する場所を一般には公表しないなど、プライバシーへの配慮を徹底してまいりますと存じます。</p>
26-2	<p>宣誓することで何ができるようになるのかをより明確に示してほしい。</p> <p>骨子案には、</p> <ul style="list-style-type: none"> > 他の多くの都市でも制度を導入していますが、自治体ごとの制度であることから、宣誓するための要件等に様々な違いがあります。 <p>仙台市男女共同参画推進審議会第2回審議会資料6には、</p> <ul style="list-style-type: none"> > 各自治体の行政サービスや、各種民間サービス(住宅ローンの借り入れ、携帯電話の契約等)において、婚姻関係に準じた取り扱いがなされる場合がある。 <p>と記載があるが、パートナーシップ宣誓制度を利用することで、何ができるようになるのか明記されていない。</p> <p>パートナーシップ宣誓制度を利用したとしても、婚姻関係に準じた取り扱いがなされるかどうかは各自治体や民間企業に任されており、そのような取り扱いになるのか不明である。仙台市側から行政サービスや民間サービスについて婚姻関係に準じた取り扱いをするよう、各自治体や民間企業に働きかけを行ってほしい。</p> <p>特に、当事者として不利益を受けやすいのは病院への付き添いや同意、公営住宅への入居、(同性カップルの場合)賃貸住宅への入居の際の審査であると考えるため、そのような分野への働きかけを積極的に行ってほしい。</p> <p>例えば、大阪府堺市の堺市パートナーシップ宣誓制度のように、市の医療機関に対し「パートナーシップの関係にある方の面会や手術の同意を患者が病院に求めることができます」と明記してほしい。</p>	<p>本制度の導入にあわせ、利用可能な制度をお示しできるよう、調整を進めてまいりますと存じます。</p>

No.	ご意見概要	本市の考え方
26-3	宣誓から受領証が届くまでどのくらい時間がかかるのか。その日のうちに受領証が受け取れるのか不明であるため、明記してほしい。	具体的な運用につきましては、制度の開始と合わせてお示ししてまいりたいと存じます。
26-4	骨子案の定義等(1)「継続的な共同生活を営んでいる又は継続的な共同生活を営むことを約した」は不要。宣誓の要件「少なくともいずれか一方が市内に住所を有していること ※同居していなくとも対象とする予定」と矛盾する。	本制度における「共同生活」については、生計を同一にしている場合などを含むものと考えており、同居を必須の要件とはしない想定としております。
26-5	令和6年度第1回審議会における委員の発言で、「パートナーシップ制度を宣誓することによって社会保障や公営住宅等での公的サービスを受けられると思うのだが、そのサービスを受けたいがために、一時的に宣誓だけしてしまった後にずっと実質別居しているというような事態も想定される。」とあるが、虚偽の申告が起こる可能性の話よりも当事者が抱える困難に目を向けて制度を設計してほしい。このような虚偽の申告は異性カップル、夫婦であっても起こりうることである。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
26-6	当事者にとって制度を利用するメリットがなければ、制度がある意味がない。今後パートナーシップ宣誓制度が導入された際に申請する当事者数が少なかった場合、性的マイノリティが少ないから申請数が少ないのだと考えるのではなく、当事者にとって利用しやすい制度になっているか、利用するメリットがある制度になっているか常に考えてほしい。今後、LGBTQだけでなく、事実婚のカップルが制度を利用することを想定しているのであれば、扶養や税金関係のところにも対応していなければ意味がないと考える。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
27	以下のように修正することを求める。 ①制度概要について 「一方又は双方が性的マイノリティである二人」を、「一方又は双方が性的マイノリティである等の理由により、婚姻の届出をせず、あるいはできない二人」と修正する。 ②定義について 「一方又は双方が性的マイノリティである」を削除する。 <理由> i パートナーシップ制度が必要なのは、性的マイノリティの方達だけではない。例えば、選択的夫婦別姓が実現しないなどの理由により、婚姻の届出をせず事実婚の形式を取らざるを得ないカップルなどにとっても必要な制度であり、こうした当事者にも利用可能な制度とすべきである。 ii 対象を性的マイノリティに限定することで、例えば、トランスジェンダーであるが戸籍上の性を変更していない当事者の場合など、かえって、パートナーシップ宣誓制度を利用することによりかえって性的マイノリティであることが知れてしまうこととなり、望まぬアウトティングを強いられる結果となる。	本制度は、性的マイノリティの方々が、自ら望む生き方を選択し、安心して暮らすことができる環境づくりに資することや性の多様性に関する理解の促進を目的として導入するものであり、対象につきましては、性的マイノリティの方々を想定しております。 制度の運用にあたりましては、窓口での職員対応など、プライバシーへの配慮を徹底してまいりたいと存じます。
28	骨子案を見て感じたことは、当事者の望むところのものではないと感じた。一番望むものは、法律上の効果(婚姻や財産の相続、税金の控除等)であり、それに準ずる制度で無いなら、単に同棲生活でよいわけである。通常の家族と同様に生計をしているにもかかわらず、同性という戸籍上の問題だけでその権利を失うことは違憲であり、憲法第13条幸福追求権に反している。この点を補足するためのパートナーシップ宣誓制度であるべきと考える。この骨子案では必要とされるものが全く見受けられず、なにをしたいのかが全く見えない。パートナーシップ宣誓をするメリットが全くない骨子案である。有識者の意見だけでなく、もっと当事者の意見を聞き入れ、行政側の対応できることをすり合わせていくべきではないか。私は、同性婚について、ある条件の元で賛成と反対の両方の考えがある。時間が多少かかっても、一人一人が幸せになれる制度を作るべきであると考えている。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。

No.	ご意見概要	本市の考え方
29	<p>日本国においては、賃金や雇用形態、性暴力性加害に現れるジェンダーギャップ指数に現れているとおりとても男女平等とはいえない状態である。</p> <p>・同性婚分野 男性カップル同士のパートナーシップ制度と女性カップル同士の婚姻様制度については分けて考えて然るべき。男性カップル同士が家族になって次に子がほしいと思うが、まず問題は必ず代理出産で子をつくるだろう諸問題と養子と代理母に性加害や搾取を絶対に行わないという懸念が払拭できない。また同性同士の結婚が認められてこなかったこととゲイへの歴史的迫害は別問題で、現行婚姻制度の是非と個人が感じられた差別にまつわる感情への補償は一緒くたにはしてはいけないと思う。ゲイへの迫害は主に男性社会がやってきたことで、女性はゲイや性的少数者を受け入れてきたと思う。性的少数者が差別されてきたこと、名誉感情や尊厳の回復と今後の社会設計は別問題である。</p> <p>・戸籍制度分野・名字(氏姓制度) ここでいわれる婚姻様制度とは現行戸籍制度のことを指すと思われるので、夫婦同姓と相手の戸籍に入ること自体99% 女性が男性の戸籍に入ることになっていて、男性は姓を変えるのをどうも嫌がるなら 夫婦別姓選択もできない以上改姓・個人証明(身分証明)の変更の不都合が生じている →国民皆番号制度の設計と運用を問い直して個人は個人の出自とアイデンティティ証明であるべきで、明治民法の徴税・徴兵制度が基本基盤思想である戸籍制度自体を現代に即して問い直すべきである。子どもの姓というアイデンティティも母方・父方の合同姓や複合姓、もしくは完璧な平等を期すなら夫婦が結婚した際に新たな姓をつくることも考えていい。</p> <p>戸籍制度分野・"身分"証明→「個人のアイデンティティ証明」 また婚姻は現行戸籍制度に繋がるが、綴り紐の紙台帳が初歩的なデジタルデータに移行した程度にすぎないように思われるので、デジタルデータ技術が登場してから40年は経過しているが、最近話題のトランス女性が戸籍上の性別を書き換えて公共で女性の扱いを要求する問題も絡むが、時代に合わせた公正な、総合的な判断ができる複数データが参照できる国民番号制になっていけば、出生時性別・性別移行状態(内性器・外性器状態)・遺伝子 血液(内分泌状態)・脳と脳神経変化のMRIや医師3人による診断・就労状況(社会倫理観参考)・家族の有無 子の有無(生殖機能の保持状態と実績、今後性行動をする可能性があるか)程度はデータに盛り込めるはずである。1文字2byte程度なので例えば父母の氏名は漢字3文字・2文字で10byte程度、その父方母方を記載しても大したデータ量ではない。ただこのデータベースを設計できる技術者と倫理を持った責任者がいない状態だと考えられるのでパートナーシップ制度にせよ現代の技術や問題に合わせた戸籍制度論にせよ拙速で制定してはならないものだと考えられる。過去に著名なゲイの司法書士活動家が「明文化さえしてしまえばこっちでなんとかするので早く」といった主旨のことを言っていた。戸籍上の属性上書き問題についてはトイレのような密室性のある場所でもこのようなデータ機器通過制にするかサービスカウンターで従業員が身分証明の確認をすれば「配慮が必要な方なのですね」とプライバシーの暴露とその他の利用客の危険にはならない。サービス事業者には当然守秘義務があり、普通の人でも住所や氏名を喧伝されるということはない。</p> <p>時代に合わせた法や設備、ルールが全然間に合っていないので海外でも国内でも既に起きている問題を洗い出し、丁寧に検討対策された後での制定を望む。</p>	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
30-1	<p>パートナーシップ制度の対象について 性的マイノリティに限定した制度ということに賛成である。「性的マイノリティ」と言うが、実際には「同性パートナーシップ制度」かと思う。この制度は法的に同性婚が認められていないため、自治体で独自に行う「法的に効力はないが限定した地域にのみ認められる公的に近い宣誓」であり、そのため法に則った性別表記である「男女」で行う必要があると考える。しかし「性的マイノリティ」の多様性に配慮するには、男女では問題があるのではないかと考える。法に則った性別表記について自認の性別で表記する自由、もしくはアウティングを考え表記しない自由を考えると、やはり「性的マイノリティ」に限定することがベストであると思う。</p>	<p>引き続き、制度導入に向けて取り組んでまいります。</p>
30-2	<p>制度の概要について 「出生時に割り当てられた性別」という表記は、身体の性別は男女のみであるため、また割り当てたのではなく「医師が身体的特徴から診断した」ものであるため「出生時の医師が診断した性別」という表記が望ましいと思う(この文では医師の診断がいかげんのように聞こえるので、それは問題かと思う)。この場合、性分化疾患の方にも通用する文だと思う(「出生当時の」医師の診断であるため)。</p>	<p>”出生時に割り当てられた性別”は、身体的特徴をもとに、出生時に医師等が判断した性別を指しております。</p>

No.	ご意見概要	本市の考え方
30-3	宣誓の要件について 「(1)パートナーシップの形成」についてどう確認をとるのかという問題について「証人」が必要なのではないかと思う。この「証人」だが、実際の婚姻届では親族になることが多いため基本的に親族が望ましいと思う。しかし、親の理解を得ていない場合は宣誓が難しくなってしまうため、そこは友人等パートナーシップの関係を知る第三者がいいと思う。 「(4)宣誓者以外の者とパートナーシップにないこと」だが、市外の者が他とパートナーシップ関係にある場合は、確認がとれなくなるのではないかと思う。パートナーシップ制度は現在各自治体の裁量により決められているが、住民票が移るとその自治体で新たに宣誓の必要が出てくるため、当事者にとっては手間かと思う。いずれ各自治体の協力によって移動後も使用できるものができれば、と思う。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
30-4	子に関する記載 親の結婚は子の同意の必要なく行われるが、当初のファミリーシップ制度について、子が宣誓しないとサービスを得られないため、子が意思に反して同意せざるを得ない状況になるのかと心配した。しかし、双方のみの宣誓なのでその心配はなく安心した。	引き続き、制度導入に向けて取り組んでまいります。
30-5	制度全体について 「制度創設」という目標はまずは達成できたと考える。今後様々な改善案が提示されるかと思うが、現行の婚姻制度・法律に照らし合わせてどうするか、という点を念頭に当事者の使いやすいものになっていくことを望む。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
31-1	現在では、住民票続柄で夫(未届)・妻(未届)を使用し、同性カップルも「事実婚」として認めようという自治体首長の意思表示がなされているという、もう一次元進んだ社会状況になってきている。さて、仙台市でのパートナーシップ制度の導入にやっとこぎつけたわけだが、このように遅れてしまったことに、とても残念な思いでいる。 この遅れをどのように取り戻そうとしているのか、それとも、また長く抵抗して市民の声が届かない状況に戻ってしまうのか、性的マイノリティはじめ、性の多様性に関する施策を期待している市民はしっかりと見守っている。特に市長は多様性を尊重する市政を公約にしていた。ダイバーシティ推進課が発足したり、関連する施策の展開が期待する中だが、多様な性に関する施策がパートナーシップ制度創設で止まることなく、さらに進むことを期待している。パートナーシップ制度創設の次には、制度を市民に確実に周知し、同性パートナーシップにある当事者がこれを使いやすくしていく施策が求められる。 ファミリーシップ宣誓制度と名付けないのは、他自治体と比較して誤解を与えるものであり不適切であると考え。パートナーシップ制度の当事者の親の名前に子の名前を併記するというのは、実質的にファミリーシップ制度を導入することと同義である。ファミリーシップ制度として制度名に盛り込むことは、制度内容が市民に周知されることで大きな意味がある。他自治体と同様、パートナーシップ宣誓制度・ファミリーシップ宣誓制度と併記した制度名とすることが適切であると考え。	宣誓については、お二人のみに行っていただくものであり、子どもは宣誓には含めないことから「パートナーシップ宣誓」制度としての運用を考えております。
31-2	宣誓の方法が、市職員の面前でのものに限られているのには問題があると考え。他都市等ではweb上での宣誓・証明が可能なものもある。プライバシー保護が重要な制度であることを踏まえ、面前だけでなく、web申請、郵送や片方の当事者による書面の提出で行えるよう、便宜を図るべきであると考え。	ご本人方の意思確認や本人確認のため、職員の面前で宣誓いただくことを想定しております。来庁が困難な方への対応につきましては、具体的な制度の運用を定めていく中で検討してまいりますと存じます。
31-3	パートナーシップ宣誓制度は、市民全体の認知があつてこそ効力を発揮するものである。制度をどのように周知していくか、同性カップルがどのように活用するか、それに市民がどのように対応することを期待するか、これらを丁寧に具体的に伝えていくことが重要である。制度創設の折には、そのための施策を明確にし、次の「男女共同参画せんだいプラン」にはその内容を明記していくことが必要だと考える。現在のプラン2021にある「パートナーシップ制度の検討」には、このような内容も入っているものと思う。早急な制度導入と、その後の関連した施策の展開を求める。	本制度の運用にあたりましては、制度の周知と、性の多様性に関する理解促進に努めてまいりますと存じます。
32-1	今回の制度に対する要望をSNSで見ると疑問がある。 「マイノリティ限定ではカミングアウトとなる」という意見について 婚姻制度は企業に勤めている者であれば基本秘匿できない。むしろ、公的にパートナーを認めて欲しいから婚姻するようなものだと思うので、カミングアウトについてはむしろ仕方ない、覚悟の上であると思っている。制度のサービス利用にあたってはカミングアウトとなることから、防ぎようがないのではとも思う。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。
32-2	「バイセクシャルの特別扱いになる」という意見について この制度はつまり「同性パートナーシップ制度」とみているので、自分の性的指向や性認識はあまり関係ないのではないかと思う。異性カップルのバイセクシャル同士は、結婚や事実婚が可能である。結婚は「その人がいいから」であつて、「バイセクシャル」ということにこだわって結婚する人はいないのではないかと思う。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。

No.	ご意見概要	本市の考え方
32-3	「他のパートナーシップのニーズがある」という意見について これは「同性パートナーシップ制度」であるから、やはり別件かと思う。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考させていただきまます。
32-4	「平等な権利を」という意見について ニーズが違えば一緒にすると不便が生じる。マイノリティ理解とパートナーシップ制度はまた別の問題かと思う。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考させていただきまます。
32-5	「行政が性的マイノリティを特定するのは困難である」という意見について それはそうである。しかし「同性パートナーシップ制度」の内容であるため、戸籍上の性別で判断されるのがいいと考える。	いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考させていただきまます。
33	ポリアモリーなど、倫理に反するものはやめてほしい。	本制度は、互いを人生のパートナーとし、継続的な共同生活を営んでいる又は継続的な共同生活を営むことを約した、一方又は双方が性的マイノリティであるお二人を対象として想定しております。